

壬生町下水道事業経営戦略

令和3年11月改定

壬生町建設部下水道課

目次

第1章 経営戦略の改定にあたって.....	1
1. 経営戦略の改定の趣旨.....	1
2. 経営戦略の対象事業.....	1
3. 経営戦略の計画期間.....	1
第2章 壬生町下水道事業の概要.....	2
1. 事業の現況.....	2
2. 民間活力の活用等.....	6
3. 経営分析比較分析表を活用した分析.....	8
第3章 将来の事業環境.....	12
1. 整備人口の予測.....	12
2. 有収水量の予測.....	13
3. 使用料収入の見通し.....	14
4. 施設の見通し.....	15
5. 組織の見通し.....	15
第4章 経営の基本方針.....	16
第5章 投資・財政計画.....	17
1. 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明.....	17
2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	21
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	25
【別紙1】農業集落排水事業の施設概要.....	1
【別紙2】公共下水道事業 経営比較分析表.....	2
【別紙2】農業集落排水事業 経営比較分析表.....	3
【別紙3】公共下水道事業 投資・財政計画（収支計画）－収益的収支.....	4
【別紙3】公共下水道事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支.....	5
【別紙3】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－収益的収支.....	6
【別紙3】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支.....	7

第1章 経営戦略の改定にあたって

1. 経営戦略の改定の趣旨

本町下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加等により厳しさを増しています。

こうした中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）や「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定が要請されました。

本町下水道事業においては、平成31年2月に「壬生町公共下水道事業経営戦略」及び「壬生町農業集落排水事業経営戦略」を策定し、経営の健全化に努めて参りましたが、令和2年4月1日に地方公営企業法を適用したことから、経営戦略を改定しました。

2. 経営戦略の対象事業

本経営戦略では次の事業を対象としています。

- ア) 公共下水道事業
- イ) 農業集落排水事業

3. 経営戦略の計画期間

経営戦略は、中長期的な経営の基本計画であり、10年以上を基本的な計画期間としていることから、本町下水道事業においては、令和3年度から令和12年度までの10年間の改定後の経営戦略の計画期間とします。

第2章 壬生町下水道事業の概要

1. 事業の現況

本町下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の2つの事業からなります。令和2年4月1日に地方公営企業法の全部を適用して2つの事業を1つの会計で運営しています。

(1) 施設

①施設の現況

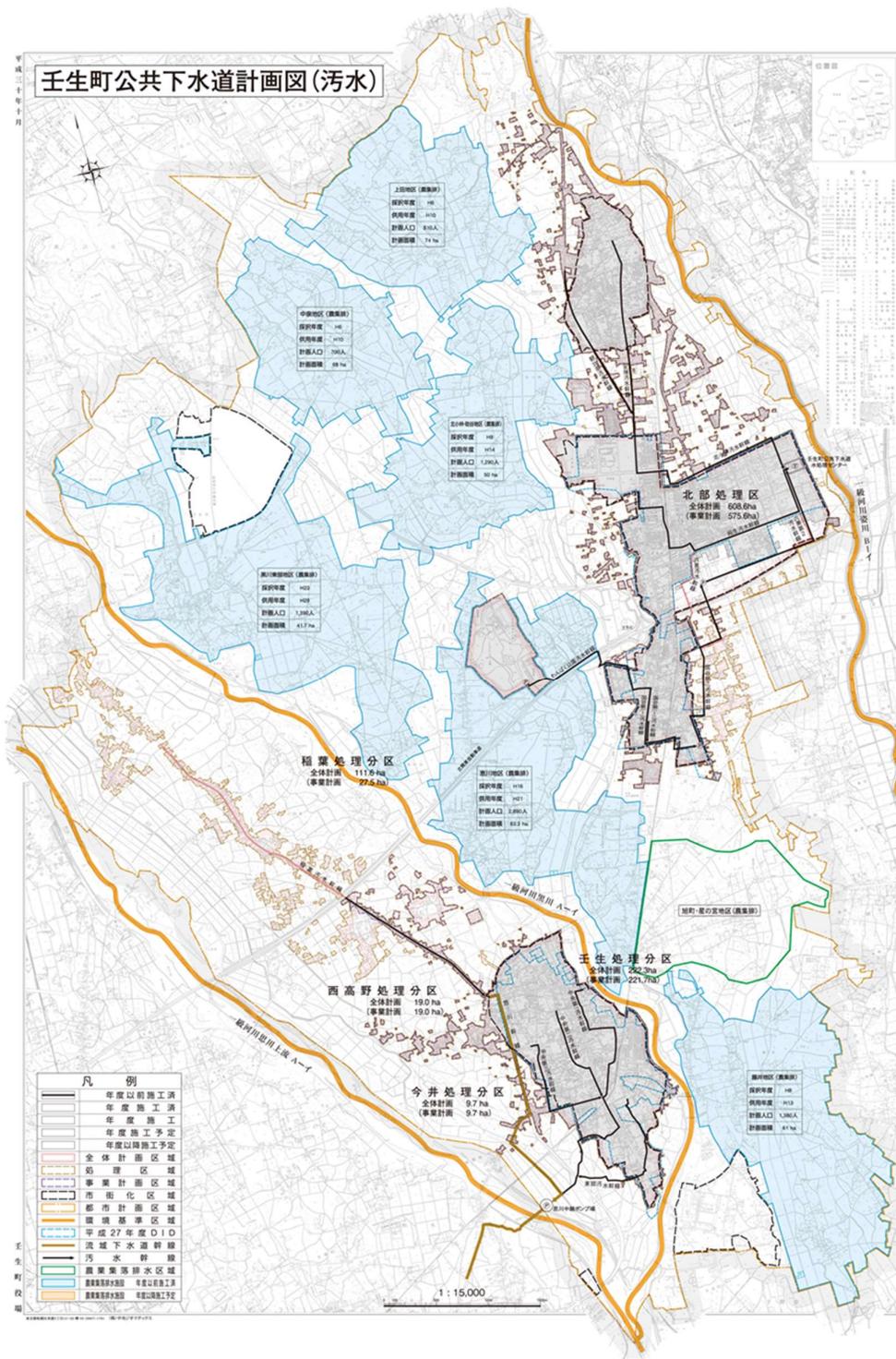
ア) 公共下水道事業

供用開始年月日（供用開始後年数）	昭和43年5月（53年）
処理区域内人口密度	36.2人/ha
流域下水道への接続の有無	有
処理区数	単独公共：1処理区（北部処理区） 流域関連：1処理区（壬生処理区）
処理場数	単独公共：1処理場 （壬生町水処理センター）
広域化・共同化・最適化実施状況	平成27年度に「壬生町生活排水処理構想」の見直しを行い、壬生処理区について計画区域面積を16.6ha削減し、集合処理区域以外については合併浄化槽設置を推進していくこととしました。

イ) 農業集落排水事業

供用開始年月日（供用開始後年数）	別紙1参照
処理区域内人口密度	
流域下水道への接続の有無	無
処理区数	6地区（別紙1参照） なお、令和6年度に旭町・星の宮地区を供用開始し、全7地区となる予定です。
処理場数	6箇所（各処理区ごとに1箇所）
広域化・共同化・最適化実施状況	未実施

②下水道処理区域及び整備予定区域



(2) 使用料

ア) 公共下水道事業

一般用の使用料体系は、経営の安定性を確保するために、基本使用料と使用量に応じた従量使用料の二部使用料制を採用しており、従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料を採用しています。

用途区分	基本金額 (1月につき)	超過料金 (1 m ³ につき)	
一般用	10 m ³ まで 1,260 円	11 m ³ を超え 40 m ³ まで	126 円
		41 m ³ を超え 100 m ³ まで	136 円
		101 m ³ を超え 200 m ³ まで	147 円
		201 m ³ 以上	157 円
臨時用	—	—	157 円

また、条例上の使用料（一般家庭における 20 m³あたりの使用料）及び実質的な使用料（料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む））は次のとおりです。

年 度	条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 (20 m ³ あたり)
平成 30 年度	2,520 円	2,843 円
令和元年度	2,520 円	2,842 円
令和 2 年度	2,520 円	2,830 円

※消費税及び地方消費税は別途加算

イ) 農業集落排水事業

全 6 処理区において同一な使用料体系の定額制を採用しています。

使用料算定方法は、世帯割使用料（一世帯あたり月額 2,000 円）＋人員割使用料（一人あたり月額 500 円）です。

また、条例上の使用料（一般家庭における 20 m³あたりの使用料）及び実質的な使用料（料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む））は次のとおりです。

年 度	条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 (20 m ³ あたり)
平成 30 年度	上記、計算方法のとおり	2,488 円
令和元年度		2,430 円
令和 2 年度		2,748 円

※消費税及び地方消費税は別途加算

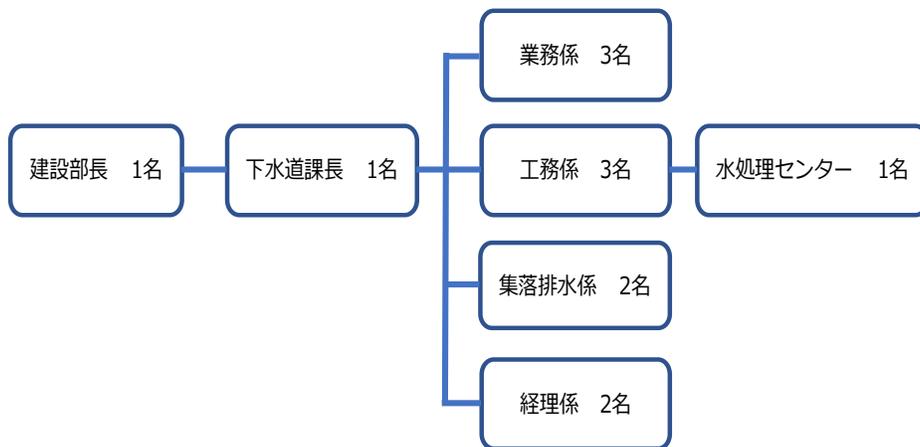
(3) 組織

①職員数

令和3年4月1日時点での下水道事業に係る職員数は、下水道課の12名です。

②事業運営組織

建設部下水道課において、公共下水道事業、農業集落排水事業の運営及び浄化槽事業（個人設置型）の事務を行っています。



2. 民間活力の活用等

(1) 民間活用の状況

ア) 公共下水道事業

①民間委託（包括的民間委託を含む）

水処理センターの維持管理業務については、平成 27 年度より包括的民間委託にて民間業者に委託しています。

②指定管理者制度

指定管理者制度の導入については未検討です。

③PPP・PFI

PPP・PFIの導入については未検討です。

イ) 農業集落排水事業

①民間委託（包括的民間委託を含む）

現存する 6 処理施設を一括で、平成 29 年度から長期継続契約による、処理施設運転管理業務委託を実施しています。

②指定管理者制度

指定管理者制度の導入については未検討です。

③PPP・PFI

PPP・PFIの導入については未検討です。

(2) 資産活用の状況

ア) 公共下水道事業

①エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

消化ガスについてはボイラ燃料として再利用していますが、売電を目的としたガス発電については、規模が小さいため採算性を考慮し未実施としました。

②土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

土地・施設等の活用については未検討です。

イ) 農業集落排水事業

①エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

藤井地区処理場で、太陽光発電設備（公称出力 10.0kwh・蓄電池容量 15 kwh・年間発電量約 14,400 kwh）を稼働しています。

②土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

土地・施設等の活用については未検討です。

3. 経営分析比較分析表を活用した分析

令和2年度に策定・公表しました、令和元年度決算「経営比較分析表」を別紙2に添付しています。この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。なお、令和元年度は法適用前のため、法非適用企業に用いる指標となっています。

また、本町下水道事業は、令和2年度から公営企業会計を適用し、官公庁会計では把握できなかったストック情報や損益情報を把握することが可能になりました。このため、経営比較分析表における指標においても新たに累積欠損金比率、流動比率、有形固定資産減価償却率、管渠老朽化比率の算出が可能となりました。令和2年度の各指標の比率等は次のとおりです。

(1) 経営の健全性・効率性に関する指標

ア) 各事業における指標

No.	指標名	公共下水道事業	農業集落排水事業
①	経常収支比率	112.20%	132.66%
②	累積欠損金比率	0.00%	0.00%
③	流動比率	38.00%	25.21%
④	企業債残高対事業規模比率	622.40%	
⑤	経費回収率	93.63%	82.11%
⑥	汚水処理原価	151.15 円	167.33 円
⑦	施設利用率	84.99%	56.14%
⑧	水洗化率	95.03%	76.46%

イ) 指標の意味、算出式及び分析

①経常収支比率【経常収益÷経常費用×100】

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

経常収支比率は100%以上となっていることが必要ですが、いずれの事業も100%を超えており、黒字の状況です。ただし、一般会計からの繰入金には総務省が定める繰出基準に基づく繰入金以外の繰入金（基準外繰入金）もあるため、基準外繰入金を削減しても比率が100%を超えるように経営する必要があります。

②累積欠損金比率【当年度未処理欠損金÷（営業収益－受託工事収益）×100】

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標です。

累積欠損金比率は累積欠損金が計上されていない状況である0%であることが求められますが、いずれの事業も0%となっており、累積欠損金が計上されていない状況です。

③流動比率【流動資産÷流動負債×100】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

流動比率は1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要ですが、いずれの事業も100%を下回っています。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

ただし、流動負債には建設改良費等に充てられた企業債が含まれており、これらの財源により整備された施設について、将来、償還・返済の原資を使用料収入等により得ることが予定されている場合には、一概に支払能力がないとはいえません。このため、流動負債から企業債を除いた比率で分析する方法も考えられます。

なお、算出式の分母の流動負債から企業債を除いた場合の流動比率は、公共下水道事業は116.62%となり100%以上になりますが、農業集落排水事業は91.93%となり100%を下回ったままの状況です。

④企業債残高対事業規模比率【（企業債現在高合計－一般会計負担額）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100】

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

公共下水道事業は622.40%となっており、約6年分の収益に相当する企業債残高があります。

⑤経費回収率【下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能になります。

経費回収率は使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要ですが、いずれの事業も100%を下回っており、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われている状況です。適正な使用料の検討及び汚水処理費の削減が必要です。

⑥汚水処理原価【汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量】

有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

公共下水道事業は151.15円、農業集落排水事業は167.33円となっており、類似団体と比較して低い数値となっています。

⑦施設利用率【晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

施設利用率は一般的には高い数値であることが望まれる指標ですが、類似団体と比較して高い数値となっています。

⑧水洗化率【現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

水洗化率は公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい指標です。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

公共下水道事業は95.03%となっており、100%に近い水準となっていますが、農業集落排水事業は76.46%となっており、水洗化率の向上のために下水道への接続の周知等を推進します。

(2) 老朽化の状況

ア) 各事業における指標

No.	指標名	公共下水道事業	農業集落排水事業
①	有形固定資産減価償却率	47.81%	35.22%
②	管渠老朽化率	22.60%	0.00%
③	管渠改善率	0.00%	0.00%

イ) 指標の意味、算出式及び分析

①有形固定資産減価償却率【有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

有形固定資産減価償却率は一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。

いずれの事業も50%まで到達していませんが、今後の更新等を考慮し、投資の平準化等に努めます。

②管渠老朽化率【法定耐用年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長×100】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

管渠老朽化率は一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。

公共下水道事業では22.60%となっており、既に法定耐用年数を経過した管渠がありますが、農業集落排水事業では0.00%となっており、法定耐用年数を経過した管渠はありません。しかしながら、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加することが考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む必要があります。

③管渠改善率【改善（更新・改良・修繕）管渠延長÷下水道布設延長×100】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。

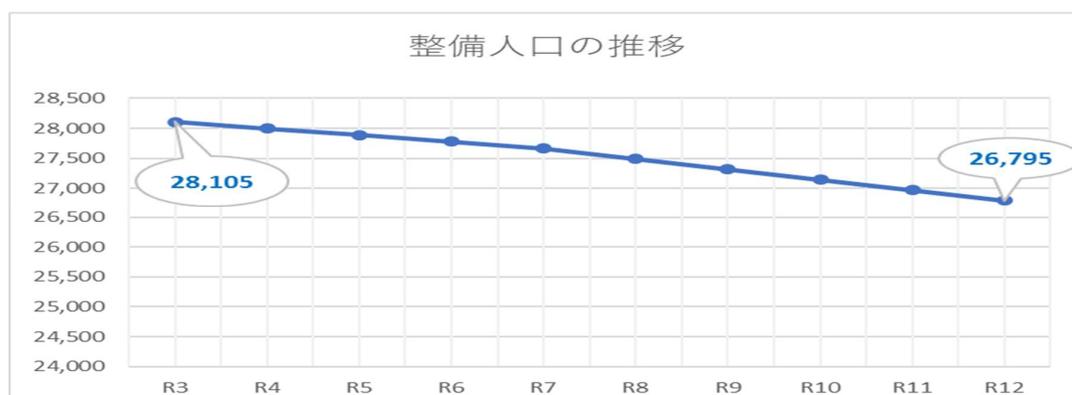
いずれの事業も0.00%となっており、令和2年度においては、管渠の改善が進んでいない状況です。計画的な更新投資を実施する必要があります。

第3章 将来の事業環境

1. 整備人口の予測

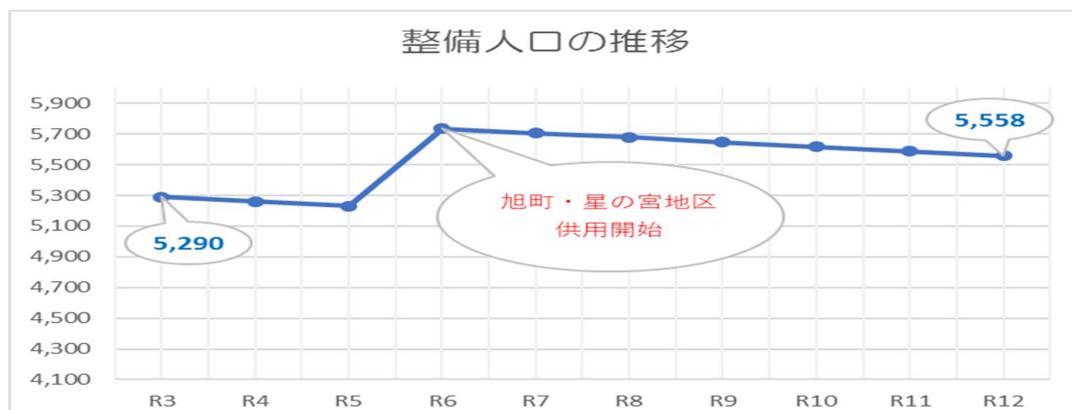
ア) 公共下水道事業

平成27年度に策定した生活排水処理構想の整備人口の予測と、近年の整備人口の推移を基に、将来の整備人口を予測しています。将来の整備人口は、令和3年度の28,105人から令和12年度には26,795人まで減少する見込みです。



イ) 農業集落排水事業

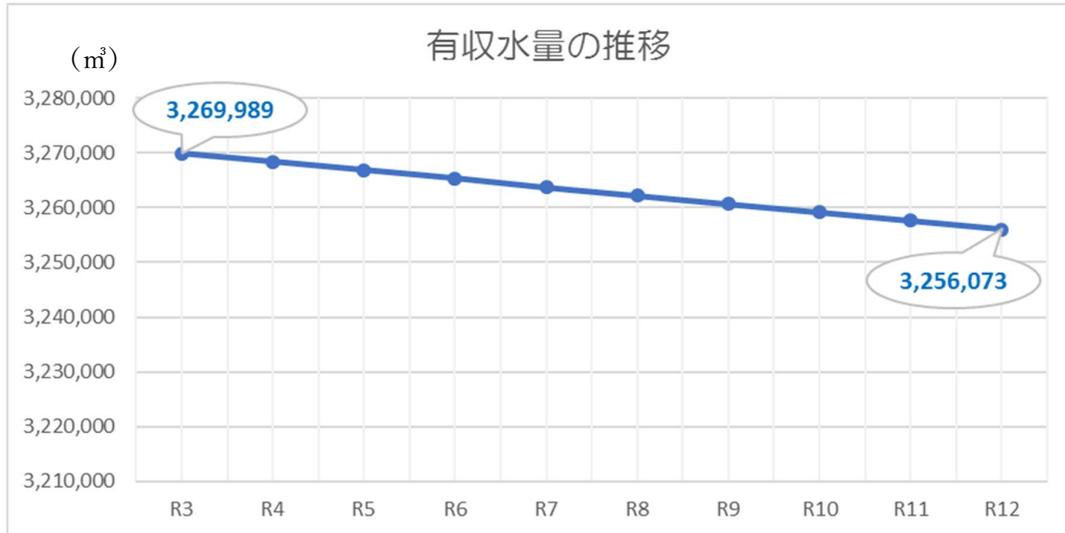
平成27年度に策定した生活排水処理構想の整備人口の予測を基に、近年の整備人口の推移から、将来の整備人口を予測しています。将来の整備人口は、旭町・星の宮地区の供用を開始する令和6年度の5,734人をピークに令和12年度には5,558人に減少する見込みです。



2. 有収水量の予測

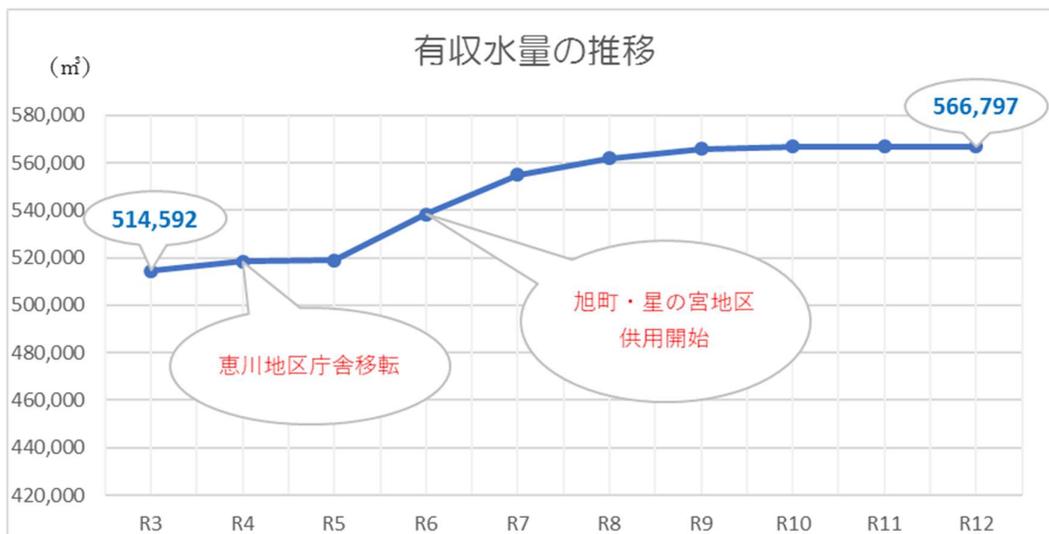
ア) 公共下水道事業

将来の整備人口が減少する見込みであるため、有収水量も減少する見込みであり、令和3年度の3,269,989 m³から令和12年度には3,256,073 m³まで減少する見込みです。



イ) 農業集落排水事業

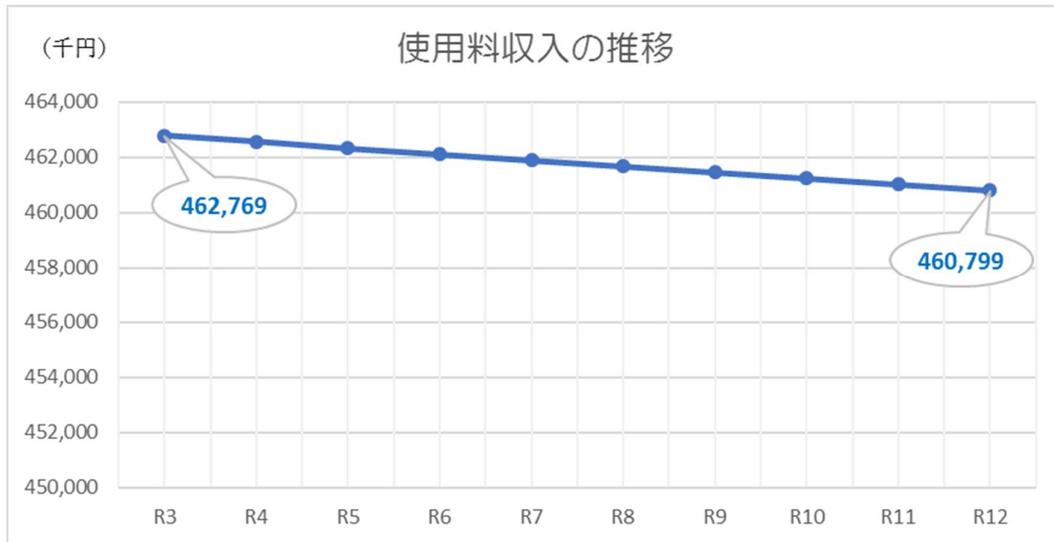
令和4年度に役場庁舎が恵川地区に移転予定であり、令和6年度から旭町・星の宮地区が供用開始となるため、有収水量は微増していく見込みです。令和3年度の514,592 m³から令和12年度には566,797 m³まで増加する見込みです。



3. 使用料収入の見通し

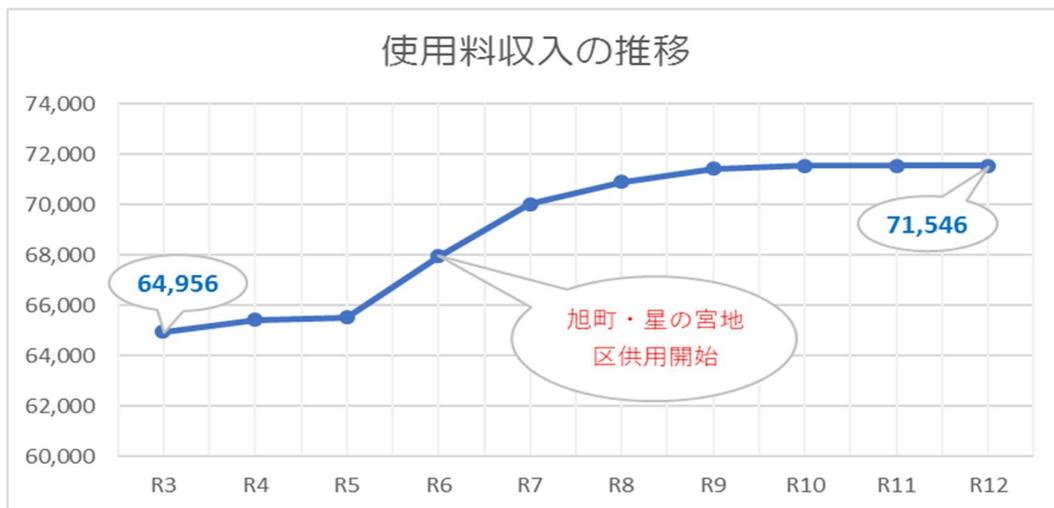
ア) 公共下水道事業

将来の有収水量が減少する見込みであるため、使用料収入も減少すると予測しており、令和3年度の462,769千円から令和12年度の460,799千円まで減少する見込みです。



イ) 農業集落排水事業

令和4年度に役場庁舎が恵川地区に移転予定であり、令和6年度から旭町・星の宮地区が供用開始となるため、使用料収入は令和3年度の64,956千円から令和12年度には71,546千円へと増加する見込みです。



4. 施設の見通し

ア) 公共下水道事業

水処理センターは供用開始から50年以上が経過し、施設の老朽化による処理機能低下等の不測の事態を回避するため、設備の改築・更新を実施する必要があります。また、区画整理事業に伴う新たな整備事業や未普及地域の解消のための整備事業を予定しています。

イ) 農業集落排水事業

供用開始が最も早い施設は、供用開始から20年以上経過しており、施設自体の更新は直近の課題とはなっていませんが、設備の中には耐用年数が到来するものもあるため、計画的な設備の更新が必要となります。また、旭町・星の宮地区の令和6年度の供用開始に向け、計画的に整備を実施します。

5. 組織の見通し

下水道事業の組織については、効率的な業務体制の構築に努めるとともに、職員の世代交代を円滑に進め、培った技術の継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実を図ります。

第4章 経営の基本方針

(1) 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う企業債元利償還金負担につきましては、企業債残高や各年度の償還額も減少傾向で推移していますが、公共下水道事業においては、区画整理事業等に伴う新たな整備事業のほか、水処理センターや老朽管の改築更新等による事業費の増加も見込まれ、今後の負担となると考えられます。

また、中心市街地の整備が概成し、現在進めている新規地区の供用開始までは各年の整備に対して使用料等の収入の大きな伸びが見込めない状況です。

農業集落排水事業においては、旭町・星の宮地区整備事業や、各処理場の老朽化による機器更新等による事業費の増加が見込まれ、今後の負担となると考えられます。また、現在進めている新規地区の供用開始までは各年の整備に対して使用料等の収入の大きな伸びが見込めない状況です。

このような状況を踏まえ、限られた財源の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行います。なお、令和2年度より公営企業会計を適用し、独立採算性及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるようになりました。

(2) 効率的な事務執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。新たな整備事業及び老朽施設の改築更新については、財務状況等を踏まえ、事業の平準化を図りながら計画的に実施します。また、施設の維持管理については、包括的民間委託による効率的な民間活用を引き続き行います。

(3) 収入の確保と負担の適正化

収入の確保については、水洗化の促進を図り、使用料収入を確保するとともに、国や企業債等の資金を的確に調達していきます。

一般会計からの負担については、適正な基準での繰入とするようにしていきます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

投資・財政計画は別紙3のとおりです。

（1）収支計画のうち投資についての説明

ア) 公共下水道事業

①投資の目標に関する事項

安定的な公共用水域の水質保全を確保するため、根幹施設である水処理センター等の老朽施設について「壬生町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づく整備を実施するとともに、未普及地区の管渠整備を推進します。

②管渠・処理場等の建設・更新に関する事項

・水処理センターの改築更新

施設の老朽化による処理機能低下等の不測の事態を回避するため、平成30年度に策定した「壬生町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき改築更新を行っており、今後も計画的に改築・更新を実施します。

・管渠の建設（未普及地区の解消）

北部処理区については、六美町北部土地区画整理地内の未普及地区の整備を重点的に実施します。

壬生処理区については、稲葉処理分区下馬木地区内の整備を実施します。

③投資の平準化に関する事項

平成30年度に策定した「壬生町公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、老朽管渠や水処理センター等の設備の改築・更新を計画的に実施します。

④防災・安全対策に関する事項

北部第三排水区域内で未実施となっている安塚南部地区や六美町北部土地区画整理地内の雨水排除のため、雨水幹線及び枝線の整備を実施します。

イ) 農業集落排水事業

①投資の目標に関する事項

事業を長期に渡り効率的に継続していくため、施設統合の検討を行うとともに、農村地区の生活環境向上と良好な農業生産を維持していくため、旭町・星の宮地区の施設整備を推進します。

②管渠・処理場等の建設・更新に関する事項

・新規地区整備事業

令和元年度に着手した旭町・星の宮地区について令和6年度の供用開始に向け、計画的に整備を実施します。

・維持管理適正化事業

運転管理委託業者と連携し、予防保全的な管理を行うとともに、施設の統合を検討し、必要な施設の改築・更新を計画的に実施します。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

ア) 公共下水道事業

①財源の目標に関する事項

長期に渡り継続して事業を実施していくために収支のバランスを図り、老朽化していく施設の更新整備や管路施設の整備に国庫補助金や有利な企業債等を積極的に活用し、財源の確保に努めます。

なお、経営戦略の計画期間における経費回収率について、令和3年度は92.57%を見込んでいます。

②使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

節水型機器の普及や人口減少に伴い、有収水量が減少する見込みであるため、使用料収入についても減少傾向と推計しています。また、4~5年ごとに適正な使用料の検討を計画します。

③企業債に関する事項

発行可能額を最大限まで利用することとします。

④繰入金に関する事項

国庫補助金や企業債を活用し、基準外繰入金の削減に努めます。

イ) 農業集落排水事業

①財源の目標に関する事項

令和元年度より整備に着手した旭町・星の宮地区における施設整備に、国庫補助金や有利な企業債を活用し財源の確保に努めるとともに、供用時には早期接続となるよう地元に向けたPRを実施し、使用料等の財源確保に努めます。

②使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

平成29年度供用開始地区と令和6年度供用開始予定地区を有するため、使用料収入については、微増ながら上昇傾向と推計しています。また、4～5年ごとに適正な使用料の検討を計画します。

③企業債に関する事項

発行可能額を最大限まで利用することとします。

④繰入金に関する事項

国庫補助金や企業債を活用し、基準外繰入金の削減に努めます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア) 公共下水道事業

①民間の活力の活用に関する事項

水処理センターの維持管理については包括的民間委託を行っており、今後も委託内容を検討しながら効率的な維持管理を目指します。

②職員給与費に関する事項

改定率、昇格、新陳代謝等を考慮して推計しました。

③動力費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

④薬品費に関する事項

包括的民間委託費用に含まれております。

⑤修繕費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

⑥委託費に関する事項

現在の委託状況や各種計画の変更時期を踏まえて推計しました。

イ) 農業集落排水事業

①民間の活力の活用に関する事項

既存処理場の運転管理については、民間委託を行っております。また、令和3年度より使用料賦課徴収業務について、公共下水道と同様に水道事業に委託しました。今後も委託内容を検討しながら効率的な維持管理を目指します。

②職員給与費に関する事項

改定率、昇格、新陳代謝等を考慮して推計しました。

③動力費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

④薬品費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

⑤修繕費に関する事項

過去の費用を踏まえて推計しました。

⑥委託費に関する事項

現在の委託状況を踏まえて推計しました。

2. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や

今後検討予定の取組の概要

（1）今後の投資についての考え方・検討状況

ア）公共下水道事業

①広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化計画策定に向けて、県主催の研修会等に参加しています。

②投資の平準化に関する事項

平成30年度に策定した下水道施設ストックマネジメント計画を基に、計画的な施設の延命化、改築費用の適正化、平準化を図ります。また、新規整備事業については、財政状況を踏まえながら計画的に実施します。

③民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI等）

今後の状況に応じて検討していきます。

イ）農業集落排水事業

①広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化計画策定に向けて、県主催の研修会等に参加しています。

②投資の平準化に関する事項

運転管理委託業者と連携し、予防保全的な管理を行うとともに、農業集落排水処理施設の改築・更新を計画的に実施します。

③民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI等）

今後の状況に応じて検討していきます。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

ア) 公共下水道事業

①使用料の見直しに関する事項

投資と財源の均衡を保つために4～5年ごとに適正であるか検討します。

②資産活用による収入増加の取組について

建設改良にあたっては、国庫補助金の活用等、適切な財源確保に積極的に取り組みます。

イ) 農業集落排水事業

①使用料の見直しに関する事項

投資と財源の均衡を保つために4～5年ごとに適正であるか検討します。

②資産活用による収入増加の取組について

建設改良にあたっては、国庫補助金の活用等、適切な財源確保に積極的に取り組みます。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア) 公共下水道事業

①民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、P P P / P F I 等）

現在、水処理センターの維持管理業務については包括的民間委託にて民間業者に委託していますが、効率的な民間活用について引き続き検討します。

②職員給与費に関する事項

業務内容及び業務量を適切に把握し、組織体制や職員数との整合性を図ります。

③動力費に関する事項

施設の運転方法の工夫や施設更新時に省電力の機器整備を図る等、経費削減に取り組みます。

④薬品費に関する事項

水処理センターについては、薬品費も含めて包括的民間委託契約の中に含めて実施しています。適正で効率的な使用であるかを把握し、対応します。

⑤修繕費に関する事項

水処理センターにおいての小規模修繕については、包括的民間委託契約の中に含めて実施します。また、下水道施設ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を実施することにより、修繕費の抑制や修繕にかかる経費の平準化に努めます。

⑥委託費に関する事項

統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努めます。

イ) 農業集落排水事業

①民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、P P P / P F I 等）

既存処理場の運転管理については、民間委託を行っており、今後も委託内容を検討しながら効率的な民間活用について引き続き検討します。

②職員給与費に関する事項

業務内容及び業務量を適切に把握し、組織体制や職員数との整合性を図ります。

③動力費に関する事項

施設の運転方法の工夫や施設更新時に省電力の機器整備を図る等、経費削減に取り組みます。

④薬品費に関する事項

適正で効果的な使用であるかを把握し、対応します。

⑤修繕費に関する事項

運転管理委託業者と連携し、予防保全的な管理を行うとともに、農集排施設全体の修繕計画を検討します。

⑥委託費に関する事項

統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努めます。

(4) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

①水洗化率 96%以上

公共下水道事業の水洗化率は、類似団体平均を上回っていますが、全国平均を下回っています。使用料収入を確保するため、水洗化率を向上させる取り組みを推進し、計画期間内に水洗化率96%以上を目指します。

②経費回収率 95%以上

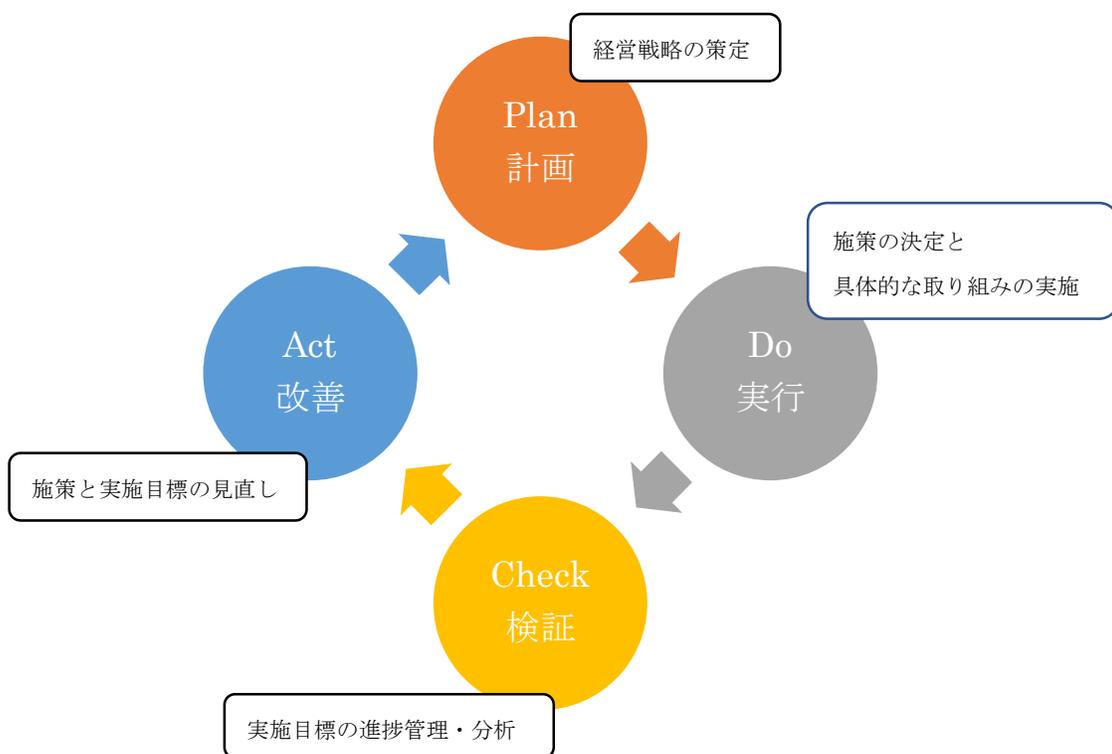
公共下水道事業の経費回収率は、類似団体の平均を上回っていますが、下水道事業は独立採算制を原則とすることから、経費の抑制を図るとともに、下水道使用料が適正であるか検討を行い、計画期間内に95%以上、次期計画期間内に100%以上を目指します。

③一般会計からの基準外繰入の抑制

国庫補助金や企業債を活用し収入を確保するとともに、費用の平準化を図り、一般会計からの基準外繰入を抑制します。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

PDCAサイクルにより、毎年度末に計画と実績の乖離を確認することで進捗状況を把握し、3～5年ごとに本経営戦略を事後検証及び更新します。



【別紙 1】 農業集落排水事業の施設概要

処理施設概要	処理区域	供用開始年度 (供用開始後年数)	処理面積	処理区内人口	処理区内人口密度
上田地区処理施設	上田の一部 北小林の一部 安塚の一部	平成 10 年度 (23 年)	74.0ha	587 人	7.93 人/ha
中泉地区処理施設	中泉の一部 上田の一部 北小林の一部	平成 10 年度 (23 年)	68.0ha	475 人	6.99 人/ha
藤井地区処理施設	藤井の一部 壬生甲の一部	平成 13 年度 (20 年)	61.0ha	901 人	14.77 人/ha
北小林・助谷地区処理施設	北小林の一部 助谷の一部 中泉の一部 国谷の一部	平成 14 年度 (19 年)	50.0ha	784 人	15.68 人/ha
恵川地区処理施設	国谷の一部 福和田の一部 壬生甲の一部 壬生乙の一部	平成 21 年度 (12 年)	83.3ha	1,444 人	17.33 人/ha
黒川東部地区処理施設	羽生田の一部 福和田の一部 助谷の一部 中泉の一部	平成 29 年度 (4 年)	41.7ha	1,059 人	25.40 人/ha
計			378.0ha	5,250 人	13.89 人/ha

【別紙2】 公共下水道事業 経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

額木県 壬生町

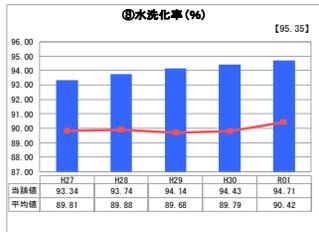
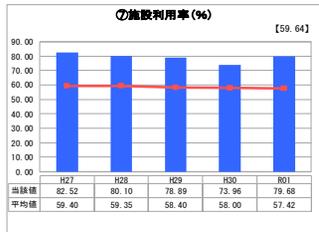
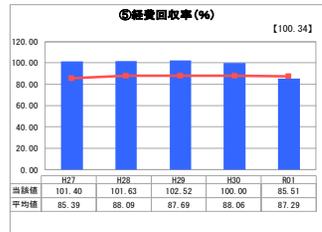
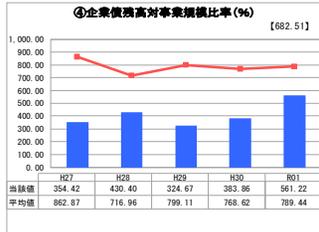
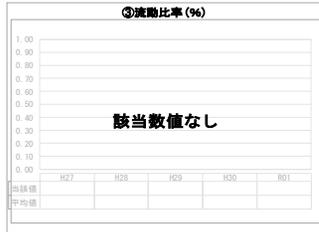
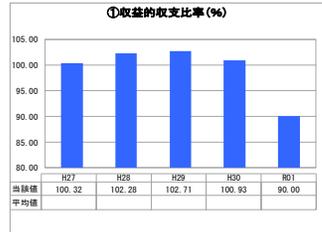
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Co1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有効率(%)	1か月20m ³ 当たり処理料金(円)
-	該当数値なし	72.20	69.90	2,772

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
39,313	61.06	643.84
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
28,305	7.78	3,638.17

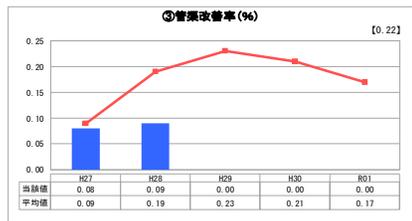
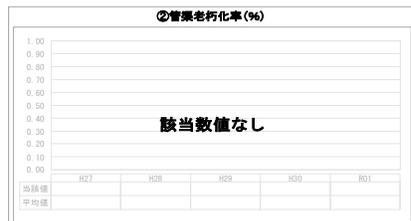
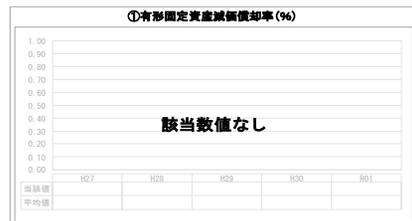
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析補

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、90%と前年度を下回っておりますが、令和2年4月1日に地方公営企業法を適用したことに伴い、打ち切り決算を行ったことによる一時的なものと考えます。

企業債務高対事業規模比率は、年度ごとの増減はあるものの、類似団体平均値より低い数値となっております。

経費回収率は、100%を下回っておりますが、打ち切り決算を行ったことによる一時的なものと考えます。

汚水処理原価は、類似団体平均値より低い状況ではありますが、今後も更なる経費の削減に向けた取り組みが必要です。

施設利用率は、年度ごとの増減はあるものの、平均値を上回った数値となっております。

水洗化率については、平均率を上回り良好な数値となっておりますが、今後も使用料収入の確保を図るため、水洗化率向上の取組が必要と考えます。

2. 老朽化の状況について

終末処理場については、長寿命化計画に基づき、平成24年度より機械・電気設備を中心に改築更新工事を進めています。

管渠施設については、北部処理区が昭和43年度に供用を開始しており、耐用年数を超える管渠が現れています。

今後は下水道施設ストックマネジメント計画に基づき予防保全的な管理を行うとともに、費用の平準化を図りつつ老朽施設の改築更新を計画的に実施します。

全体総括

公共下水道施設については、未普及地域の污水管整備や老朽施設の更新を進める予定であり、整備に伴う費用の増加が見込まれます。平成30年度に策定した経営戦略の改定を行い、財政収支のバランスを図りながら計画的に取り組んでいく必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

【別紙2】農業集落排水事業 経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

栃木県 壬生町

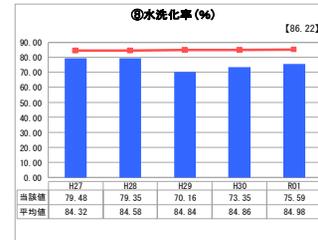
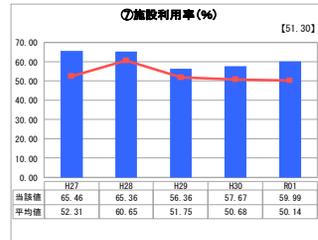
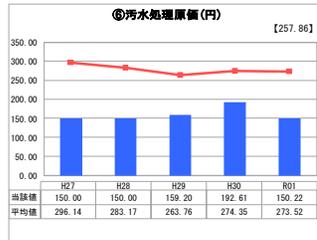
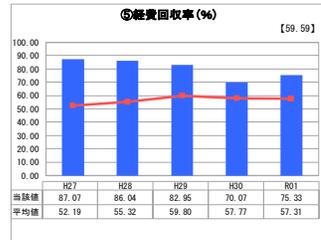
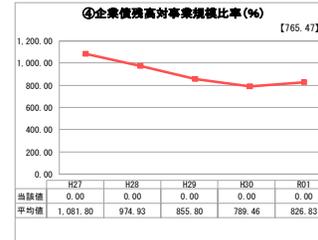
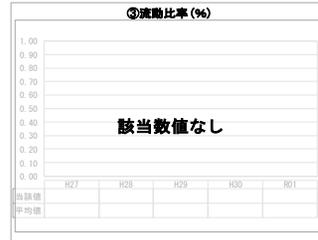
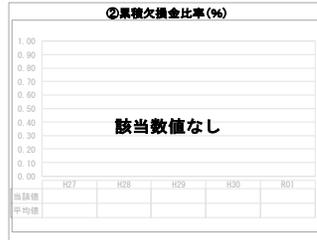
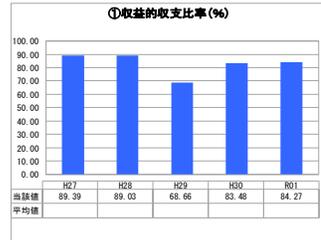
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡あたり処理料金(円)
-	該当数値なし	13.45	99.42	3,780

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
39,313	61.06	643.84
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,273	3.78	1,394.97

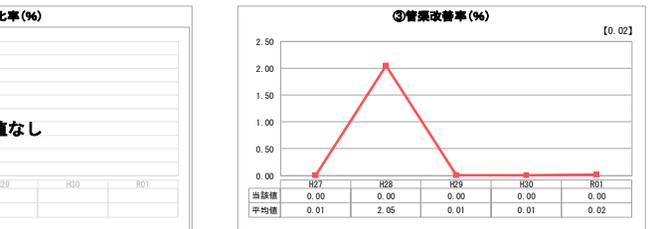
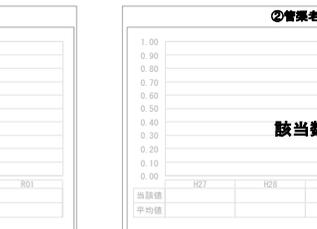
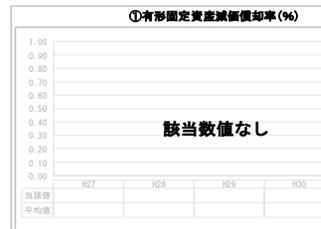
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は平成29年に供用開始した地区の接続増加もあり、改善がみられています。企業債残高対事業規模比率は、平成30年度までは地区の整備が完了していたために減少してまいりました。しかし、令和元年度から令和5年度まで新規地区の整備を実施するため、企業債残高対事業規模比率の増加が見込まれます。経費回収率は前年度より増加しましたが、使用料収入だけで経過することは難しく、一般会計からの繰入金に依存している状況に変わりがないため、健全な経営に向けた取り組みが必要です。施設の利用率及び水洗化率は、集落排水事業地区内の人口減少や接続率の低さも相まって高い数値ではありません。適切な維持管理を行うためにも、施設利用率及び水洗化率の向上に努めていきます。

2. 老朽化の状況について

管理施設等は耐用年数を経過していないため、老朽化にはもう少し余裕があります。処理施設では、特に平成8年に供用開始した施設において、老朽化が進捗している機械設備が増加しているため、定期的な点検を基に、計画的に機械設備の修繕・更新を実施していく必要があります。

全体総括

壬生町の農業集落排水事業は、最終7地区目の整備を令和元年度から着工しました。現在、新規地区の整備と既存6地区の維持管理を実施していますが、施設の老朽化による改修費用の増大が見込まれます。汚水処理に係る費用を使用料で賄えない状況なので、施設の修繕・更新を優先順位の高いものから計画的に実施するとともに、使用料の料金体系の見直しや施設の統合を検討し、経営健全化対策を進める必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

【別紙3】 公共下水道事業 投資・財政計画（収支計画）－収益の収支

(単位：千円，%)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	1. 営業収益 (A)	504,267	508,348	509,019	509,207	510,914	512,018	513,809	516,912	518,869	520,119	519,751
	(1) 料金収益	463,001	462,469	462,550	462,331	462,111	461,893	461,674	461,455	461,237	461,018	460,799
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	41,266	45,879	46,469	46,876	48,803	50,125	52,135	55,457	57,632	59,101	58,952
	2. 営業外収益	608,059	601,161	646,253	711,717	669,017	716,788	742,785	721,172	762,904	770,606	773,244
	(1) 補助金	295,303	306,552	368,496	428,239	369,992	397,914	410,940	379,230	408,704	407,145	411,287
	他会計補助金	291,553	301,402	355,696	408,089	365,992	393,914	406,940	375,230	397,004	403,145	407,287
	その他補助金	3,750	5,150	12,800	20,150	4,000	4,000	4,000	4,000	11,700	4,000	4,000
	(2) 長期前受金の戻入	303,138	289,586	277,755	283,476	299,023	318,872	331,843	341,940	354,198	363,459	361,955
	(3) その他	9,618	5,023	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	収入計 (C)	1,112,326	1,109,509	1,155,272	1,220,924	1,179,931	1,228,806	1,256,594	1,238,084	1,281,773	1,290,725	1,292,995
	1. 営業費用	914,306	945,079	989,656	1,053,872	1,037,141	1,090,823	1,132,627	1,137,885	1,191,011	1,205,540	1,221,003
	(1) 職員給与	53,877	54,545	55,636	56,749	57,884	59,041	60,222	61,427	62,655	63,908	65,186
基給	28,928	29,144	29,727	30,322	30,928	31,546	32,177	32,821	33,477	34,147	34,830	
退職給付	24,949	25,401	25,909	26,427	26,956	27,495	28,045	28,606	29,178	29,761	30,356	
その他	306,034	350,198	396,848	446,676	401,739	420,725	434,357	417,357	443,987	436,682	436,982	
(2) 経費	29,047	31,013	31,634	32,267	32,912	33,570	34,242	34,926	35,625	36,338	37,064	
動力費	21,607	29,873	30,470	31,079	31,701	32,335	32,982	33,641	34,314	35,000	35,701	
修繕費	62	62	63	64	66	67	68	70	71	72	74	
材料費	255,318	289,250	334,681	383,266	337,060	354,753	367,065	348,720	373,977	365,272	364,143	
(3) 減価償却費	554,395	540,336	537,172	550,447	577,518	611,057	638,048	659,101	684,369	704,950	718,835	
2. 営業外費用	77,061	76,685	72,337	68,363	63,735	59,642	57,259	56,046	55,014	53,987	53,647	
(1) 支払利息	75,432	75,085	70,737	66,763	62,135	58,042	55,659	54,446	53,414	52,387	52,047	
(2) その他	1,629	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
支出計 (D)	991,367	1,021,764	1,061,993	1,122,235	1,100,876	1,150,465	1,189,886	1,193,931	1,246,025	1,259,527	1,274,650	
経常損益 (C)-(D) (E)	120,959	87,745	93,279	98,689	79,055	78,341	66,708	44,153	35,748	31,198	18,345	
特別利益 (F)	2											
特別損失 (G)	5,425	668	926	926	926	926	926	926	926	926	926	
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 5,423	△ 668	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	△ 926	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	115,536	87,077	92,353	97,763	78,129	77,415	65,782	43,227	34,822	30,272	17,419	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)												
流動資産	180,771	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	
うち未収金	109,627	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	
流動負債	475,720	457,598	478,228	488,354	494,706	495,486	492,152	511,454	514,198	368,480	368,480	
うち建設改良費分	320,714	327,598	348,228	358,354	364,706	365,486	362,152	381,454	384,198	238,480	368,480	
うち一時借入金	0											
うち未払金	146,696	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
累積欠損金比率 ((I)-(B) × 100)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	504,267	508,348	509,019	509,207	510,914	512,018	513,809	516,912	518,869	520,119	519,751	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)												

【別紙3】 公共下水道事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支

(単位：千円)

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		資本的収入	218,300	294,000	381,300	319,700	336,400	421,500	454,700	417,800	398,200	460,600
資本的支出												
資本的収支												
資本的収入	1. 企業債											
資本的収入	うち資本費平準化債											
資本的収入	2. 他会計出資金											
資本的収入	3. 他会計補助金											
資本的収入	4. 他会計負担金	5,341	10,370	5,703	5,791	5,518	5,602	5,688	5,775	5,863	5,574	5,574
資本的収入	5. 他会計借入金											
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金	251,398	268,702	296,805	337,020	367,560	238,470	194,450	242,610	269,986	216,695	185,220
資本的収入	7. 固定資産売却代金											
資本的収入	8. 工事負担金	15,815	17,941	18,189	40,809	52,119	33,363	37,498	22,904	14,689	4,189	4,189
資本的収入	9. その他											
資本的収入	計 (A)	490,854	591,013	701,997	703,320	761,597	698,935	692,336	689,089	688,738	687,058	687,883
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
資本的収入	純計 (A)-(B) (C)	490,854	591,013	701,997	703,320	761,597	698,935	692,336	689,089	688,738	687,058	687,883
資本的支出	1. 建設改良費	587,962	610,173	732,156	732,440	793,728	733,023	733,324	733,630	733,942	734,261	734,587
資本的支出	うち職員給与費	8,928	9,542	9,733	9,927	10,126	10,328	10,535	10,746	10,961	11,180	11,403
資本的支出	2. 企業債償還金	317,891	320,714	327,598	348,228	356,909	350,491	338,620	329,410	335,751	339,609	333,757
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金											
資本的支出	4. 他会計への支出金											
資本的支出	5. その他											
資本的支出	計 (D)	905,853	930,887	1,059,754	1,080,668	1,150,637	1,083,514	1,071,944	1,063,040	1,069,693	1,073,870	1,068,344
資本的収支	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	427,648	339,874	357,757	377,348	389,040	384,579	379,608	373,951	380,955	386,812	380,461
補填財源	1. 損益勘定留保資金	245,169	178,124	266,077	284,190	301,455	309,206	317,780	332,596	350,211	360,040	356,406
補填財源	2. 利益剰余金処分額	54,373	79,494	79,275	86,447	79,082	58,956	41,765	24,324	15,435	5,608	0
補填財源	3. 繰越工事資金											
補填財源	4. その他	115,458	82,256	12,405	6,711	8,503	16,417	20,063	17,031	15,309	21,164	24,055
補填財源	計 (F)	415,000	339,874	357,757	377,348	389,040	384,579	379,608	373,951	380,955	386,812	380,461
補填財源	補填財源不足額 (E)-(F) (G)	12,648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	他会計借入金残高 (H)											
企業債残高	企業債残高 (H)	4,687,105	4,660,391	4,714,093	4,685,565	4,665,056	4,736,065	4,852,145	4,940,535	5,002,984	5,123,975	5,283,118

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度 区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支	収益的収支分	326,554	347,038	401,923	454,722	414,552	443,797	458,832	430,444	454,394	462,003	465,996
収益的収支	うち基準内繰入金	193,333	225,845	262,646	298,500	272,237	308,149	340,275	330,594	358,357	372,019	396,927
収益的収支	うち基準外繰入金	133,221	121,193	139,277	156,222	142,315	135,648	118,557	99,850	96,037	89,984	69,069
資本的収支	資本的収支分	5,341	10,370	5,703	5,791	5,518	5,602	5,688	5,775	5,863	5,574	5,574
資本的収支	うち基準内繰入金	5,341	10,370	5,703	5,791	5,518	5,602	5,688	5,775	5,863	5,574	5,574
資本的収支	うち基準外繰入金											
合 計	計	331,895	357,408	407,626	460,513	420,070	449,399	464,520	436,219	460,257	467,577	471,570

【別紙3】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－収益的収支

(単位：千円，%)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分	1. 営業収益 (A)	63,675	64,990	65,467	65,555	68,002	70,073	70,952	71,479	71,580	71,580	71,580
	(1) 料金収入	63,637	64,956	65,433	65,521	67,968	70,039	70,918	71,445	71,546	71,546	71,546
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	38	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	2. 営業外収益	383,325	380,860	371,328	368,251	385,075	385,510	379,067	373,464	363,643	367,630	352,036
	(1) 補助金	276,693	278,478	269,306	267,469	263,700	263,307	256,324	251,900	242,741	246,744	234,298
	他会計補助金	276,693	278,478	269,306	267,469	263,700	263,307	256,324	251,900	242,741	246,744	234,298
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	105,344	102,382	102,021	100,781	121,374	122,202	122,742	121,563	120,901	120,885	117,737
	(3) その他	1,288	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	収入計 (C)	447,000	445,850	436,795	433,806	453,077	455,583	450,019	444,943	435,223	439,210	423,616
	1. 営業費用	281,029	297,467	294,648	291,582	358,770	364,729	371,350	375,169	380,280	386,922	387,575
	(1) 職員給与	3,700	6,851	6,988	7,128	16,500	16,829	17,166	17,509	17,860	18,217	18,581
基本給	2,450	3,695	3,769	3,844	8,805	8,981	9,161	9,344	9,531	9,721	9,916	
退職給付	1,250	3,156	3,219	3,284	7,695	7,848	8,005	8,165	8,329	8,496	8,665	
その他	64,724	79,042	76,472	76,345	90,766	92,515	94,299	96,119	97,976	99,869	101,800	
(2) 経費	15,380	16,876	17,214	17,558	20,894	21,312	21,738	22,173	22,617	23,069	23,530	
動力費	3,030	13,314	13,580	13,852	15,787	16,102	16,424	16,753	17,088	17,429	17,778	
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
材料費	46,314	48,852	45,678	44,935	54,085	55,101	56,137	57,193	58,271	59,371	60,492	
その他	212,605	211,574	211,188	208,109	251,504	255,385	259,885	261,541	264,444	268,836	267,194	
(3) 減価償却費	55,930	54,242	51,316	49,008	46,059	42,515	39,222	36,357	33,860	31,671	29,684	
2. 営業外費用	46,856	45,242	42,316	40,008	37,059	33,515	30,222	27,357	24,860	22,671	20,684	
(1) 支払利息	9,074	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	
(2) その他	336,959	351,709	345,964	340,590	404,829	407,244	410,572	411,526	414,140	418,593	417,259	
支出計 (D)	336,959	351,709	345,964	340,590	404,829	407,244	410,572	411,526	414,140	418,593	417,259	
経常損益 (C)-(D) (E)	110,041	94,141	90,831	93,216	48,248	48,339	39,447	33,417	21,083	20,617	6,357	
特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (G)	201	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
特別損益 (F)-(G) (H)	△201	△28	△28	△28	△28	△28	△28	△28	△28	△28	△28	
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	109,840	94,113	90,803	93,188	48,220	48,311	39,419	33,389	21,055	20,589	6,329	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	74,866	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	245,000	
流動資産	28,966	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000	
うち未収金	296,939	324,894	332,644	339,506	273,232	262,587	252,962	235,125	237,359	298,480	298,480	
流動負債	215,503	194,894	202,644	209,506	213,231	202,587	192,962	175,125	177,359	238,480	238,480	
うち建設改良費分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち一時借入金	81,436	100,000	100,000	100,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
うち未払金												
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	63,675	64,990	65,467	65,555	68,002	70,073	70,952	71,479	71,580	71,580	71,580	
地方財政法による資金不足の比率 ($(L)/(M) \times 100$)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ($(N)/(P) \times 100$)												

【別紙3】 農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度										
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的 収 入	1. 企業債	106,200	174,400	191,500	118,500	37,400	44,000	47,000	47,500	47,500	47,500	47,500
	うち資本費平準化債											
	2. 他会計出資金											
	3. 他会計補助金											
	4. 他会計負担金	23,793	26,837	24,789	25,302	25,826	26,361	20,724	15,406	7,396	6,159	0
	5. 他会計借入金											
	6. 国(都道府県)補助金	148,869	162,090	166,000	99,000	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金											
	8. 工事負担金	3,288	4,851	2,424	2,424	12,600	6,000	3,000	1,500	600	300	300
	9. その他											
	計 (A)	282,150	368,178	384,713	245,226	75,826	76,361	70,724	64,406	55,496	53,959	47,800
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純計 (A)-(B) (C)	282,150	368,178	384,713	245,226	75,826	76,361	70,724	64,406	55,496	53,959	47,800
	資本的 支 出	1. 建設改良費	321,676	366,729	393,834	246,854	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち職員給与費		7,850	8,428	8,596	8,768	0	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金		208,023	215,245	194,894	202,644	209,506	213,231	202,587	192,962	175,125	177,359	158,270
3. 他会計長期借入返還金												
4. 他会計への支出金												
5. その他												
計 (D)	529,699	581,974	588,728	449,498	259,506	263,231	252,587	242,962	225,125	227,359	208,270	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	260,198	213,796	204,015	204,272	183,680	186,870	181,863	178,556	169,629	173,400	160,470	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	111,651	78,002	109,333	107,328	132,631	135,682	139,642	142,477	146,043	150,452	151,957
	2. 利益剰余金処分別	90,634	94,113	90,444	86,023	48,220	48,311	39,419	33,389	21,055	20,589	6,329
	3. 繰越工事資金											
	4. その他	45,291	41,681	4,238	10,921	2,829	2,877	2,802	2,690	2,531	2,359	2,184
計 (F)	247,576	213,796	204,015	204,272	183,680	186,870	181,863	178,556	169,629	173,400	160,470	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	12,622	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (H)												
企業債残高 (H)	2,715,096	2,674,251	2,670,857	2,586,713	2,414,607	2,245,376	2,089,789	1,944,327	1,816,702	1,686,843	1,576,073	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度										
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的 収 支 分		276,693	278,478	269,305	267,469	263,700	263,307	256,324	251,900	242,741	246,744	234,298
	うち基準内繰入金	159,008	156,082	153,162	149,833	171,661	170,634	170,787	170,356	171,145	173,212	172,640
	うち基準外繰入金	117,685	122,396	116,143	117,636	92,039	92,673	85,537	81,544	71,596	73,532	61,658
資本的 収 支 分		23,793	26,837	24,789	25,302	25,826	26,361	20,723	15,406	7,396	6,159	0
	うち基準内繰入金	23,793	26,837	24,789	25,302	25,826	26,361	20,723	15,406	7,396	6,159	0
	うち基準外繰入金											
合 計		300,486	305,315	294,094	292,771	289,526	289,668	277,047	267,306	250,137	252,903	234,298